6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数　２社とする。
⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷　出資比率　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
１）発注工事の契約の相手方となった者
競争参加資格が有ると決定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
２）発注工事の契約の相手方とならなかった者
競争参加資格が有ると決定した時から契約の相手方が確定した時まで。
7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成27・28年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷　共同企業体協定書の写し
8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

財務省本庁舎耐震改修⑮建築工事（平成27年６月９日公示）に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成27年６月16日
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
川元　茂
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　工事名　財務省本庁舎耐震改修⑮建築工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　東京都千代田区霞が関３－１－１
3　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事を施工する。
敷地面積　35,541㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模
本庁舎　ＳＲＣ造　地上５階　地下１階
延べ面積　56,207㎡
設備室　ＲＣ造　地上２階
延べ面積　918㎡
渡り廊下　Ｓ造　地上１階
延べ面積　169㎡
工事種目　建築改修工事、工作物改修工事、外構工事、造園工事、とりこわし工事他
主な内容　財務省本庁舎の基礎下免震改修工事及びこれに伴う付帯工事
工期　平成31年10月31日まで。
4　申請の時期
平成27年６月９日から平成27年７月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日等」という。）を除く。）なお、平成27年７月10日以降当該工事に係る開札の時まで（休日等を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成27年６月９日から　〒100－8918 東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03－5253－8111（内線23153）において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）により提出すること。なお、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年６月９日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２者または３者の組合せとする。
①　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む。以下同じ。）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。以下同じ。）長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成24年10月１日から平成26年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。
⑥　１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。